

諮問番号：令和元年度諮問第11号

答申番号：令和2年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、令和元年8月14日付け平成31年度国民健康保険税決定（更正）通知書により、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき審査請求人の平成31年度国民健康保険税額を123,400円とする処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和元年8月27日、処分庁に対し、本件処分のうち決定保険税に関する部分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は保険料が高額であり、貧困層市民にとって負担が大きい。
- (2) 令和元年10月以降、消費税のさらなる増税が予定されている。国及び各自治体は、消費税増税後、国保加入者でかつ低所得者に対し、上記の国民健康保険税について、負担を軽減する措置

を講ずるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行ったものである。
- (2) 国民健康保険税の税率、減額及び減免等については、三木市国民健康保険運営協議会の答申に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。
- (3) 非自発的失業者（倒産、解雇等の事業主都合及び雇用期間満了等により退職された方）に対する国民健康保険税の軽減制度、地方税法第703条の5の保険税の減額、本条例第17条の保険税の減額及び第20条の課税額の減免並びに三木市国民健康保険税条例施行規則（平成19年三木市規則第15号）第2条及び第3条の規定については、いずれも減額、減免適用には該当しない。
- (4) よって、本件処分に違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 国民健康保険の課税額は、本条例第2項第1項の規定により基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされるところ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定に必要な基礎控除後の総所得金額、被保険者数については争いがなく、これらの税額は、本条

例第2条、第3条及び第5条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

- (2) 審査請求人の平成31年度の国民健康保険税の額は、上記のとおり、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を合算した額であり、本条例に基づき適正に算出したものと認められる。
- (3) 審査請求人が主張する非自発的失業者に対する軽減の対象となる非自発的失業者の要件については、地方税法第703条の5の2の規定及び厚生労働省保健局国民健康保険課長通知に基づき、公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証の第1面「⑫離職年月日理由」欄により判断することとされているところ、審査請求人は雇用保険受給資格者証の交付を受けていなかったために非自発的失業者には該当しないと判断したものであり、本件処分は適正に行われていたと認められる。
- (4) 審査請求は、行政庁が行った個々の処分の違法性及び不当性を審査する制度であり、処分的前提となる法令や条例の相当性は審査の対象ではない。

審査請求人の主張は、国民健康保険に関する法令や本条例が不当であるとの主張であり、審査の対象ではない。
- (5) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行

った。

| | |
|-----------|------|
| 令和2年2月5日 | 諮問 |
| 令和2年8月5日 | 調査審議 |
| 令和2年8月31日 | 調査審議 |

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成31年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第9条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求人は、本件処分の取消を求めているが、上記第3、1記載の審査請求人の主張(1)は、要するに本条例第5条所定の税率が高きに失し不当であるという趣旨と理解されるところ、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、条例そのものの不当性はそもそも審査の対象外である。
- (3) 次に、審査請求人の主張(2)であるが、それは国及び自治体の政策に対する要望にすぎず、本件処分の違法性又は不当性を問題とするものでないことは明らかであるから、これも当審査会の審査の対象外である。
- (4) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和2年8月31日

三木市行政不服審査会

| | | |
|----|----|----|
| 会長 | 東 | 泰弘 |
| 委員 | 藪内 | 正樹 |
| 委員 | 岡田 | 順子 |